5

- 1 この訓令は、平成15年10月1日から施行する。
 - (熊本県総合調整局処務規程の廃止)
- 2 熊本県総合調整局処務規程(平成14年熊本県訓令第39号)は、廃止する。 (熊本県文書規程の一部改正)
- 3 熊本県文書規程(昭和34年熊本県訓令甲第19号)の一部を次のように改正する。第2条第1号中「部」を「部(局)」に改め、「課(」の次に「同規程第5条第8項に規定する危機管理監に係る職務の担当区分、」を加え、「、熊本県総合調整局設置規則(平成14年熊本県規則第54号)第1条に規定する局及び第2条に規定する課(同条に規定する危機管理監に係る熊本県総合調整局処務規程(平成14年熊本県訓令第39号)第3条第2項に規定する職務の担当区分を含む。以下この章及び第2章において同じ。)」を削る。
 - (熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程の一部改正)
- 4 熊本県行政情報化の推進及び電子計算機等の管理に関する規程(平成 10 年熊本県訓令 第 26 号)の一部を次のように改正する。
 - 第2条第6号中「熊本県部設置条例」を「熊本県内部組織設置条例」に、「部」を「部(局)」に改め、「、熊本県総合調整局設置規則(平成14年熊本県規則第54号)第1条に規定する総合調整局」を削る。
 - (熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程の一部改正)
- 5 熊本県川辺川ダム総合対策等の推進に係る理事の設置及び専決の特例等に関する規程 (平成15年熊本県訓令第36号)の一部を次のように改正する。 第3条中「部長専決事項」を「部(局)長専決事項」に改める。